

別表1 対象サービス種別、基準単価等

対象サービス種別(※1)			基準単価	一月あたりの基準単価	単位	
入所系	1	介護老人福祉施設	30,000円	2,500円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
			15,000円	1,250円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	2	地域密着型介護老人福祉施設	30,000円	2,500円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
			15,000円	1,250円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	3	介護老人保健施設	30,000円	2,500円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
			15,000円	1,250円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	4	介護医療院	30,000円	2,500円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
			15,000円	1,250円	定員から上記の人数を差し引いた数	
	5	認知症対応型共同生活介護事業所	15,000円	1,250円	定員	
	6	養護老人ホーム	30,000円	2,500円	定員	
	7	軽費老人ホーム	30,000円	2,500円	定員	
	8	介護付き有料老人ホーム	15,000円	1,250円	定員	
短期入所系	11	短期入所生活介護事業所	30,000円	2,500円	所得第1から第3段階までの平均利用人数	※2
			15,000円	1,250円	定員から上記の人数を差し引いた数	
複合系	12	小規模多機能型居宅介護事業所	20,500円	1,708円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
	13	看護小規模多機能型居宅介護事業所	20,500円	1,708円	通いサービスと宿泊サービスの利用定員の合計	
通所系	14	通所介護事業所	20,500円	1,708円	定員	
	15	地域密着型通所介護事業所	20,500円	1,708円	定員	
	16	認知症対応型通所介護事業所	20,500円	1,708円	定員	
	17	通所リハビリテーション事業所	20,500円	1,708円	定員	
基準日	令和7年5月1日 ただし、令和7年5月2日以降に指定等を受けた施設等の場合は令和7年6月1日とする。					
調整率	令和7年4月1日以前から運営(休止期間がある場合を除く)・・・調整率1 令和7年4月2日から5月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が11か月・・・調整率11／12 令和7年5月2日から6月1日までに運営開始又は休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が10か月・・・調整率10／12(5／6) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が9か月・・・調整率9／12(3／4) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が8か月・・・調整率8／12(2／3) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が7か月・・・調整率7／12 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が6か月・・・調整率6／12(1／2) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が5か月・・・調整率5／12 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が4か月・・・調整率4／12(1／3) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が3か月・・・調整率3／12(1／4) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が2か月・・・調整率2／12(1／6) 休止期間を除いた令和7年度内の稼働月数が1か月・・・調整率1／12 ※休止期間は、休止の届出があった期間(予定を含む)を指すものとし、稼働月数の算出にあたっては暦月で1か月未満を切り捨てて算出するものとする。 例: 令和7年4月1日以前から運営している施設等が令和7年5月20日から令和7年8月10日まで休止(8月11日から再開)した場合→稼働月数は4月と9月から3月までの8か月とする。					
対象経費	○入所系、短期入所系、複合系、通所系・・・光熱費、燃油購入費、食材購入費					
助成額	基準単価に基準日時点の単位及び調整率を乗じた額(入所系のうち介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院並びに短期入所系の施設は、上段及び下段で算出された額を足し合わせた額に調整率を乗じた額) ただし、基準日以外の期間に単位(定員以外の単位を除く)が変更となる場合は、別途定める方法により算出するものとする。 なお、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。					

※1 事業所・施設等について、令和7年6月1日時点かつ令和8年3月31日時点で指定等を受けている者であり、また、
・空床利用型の短期入所生活介護事業所、短期入所系及び通所系における医療系サービスのみなし指定事業所は当該補助金の対象としない。
・市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する(指定管理含む)施設は対象外とする。
・基準該当事業所(介護保険事業所番号が048から始まる事業所)は対象外とする。
※2 介護保険法第51条の3第1項又は第61条の3第1項に規定する特定入所者介護(予防)サービスの対象となる所得段階が第1・第2・第3段階の者の1日当たりの平均利用人数(小数点以下切り捨て)をいう。
※3 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当し、かつ介護付き有料老人ホームではないものを対象とする。また、1戸につき定員1人として取り扱う。

別表2 要綱第5(2)の取扱い

返還額	第5(2)における返還すべき額は、下記のとおりとし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。なお交付申請の時点で、あらかじめ、休止が明らかな場合は、実際の稼働月数に応じた助成額を算出し交付申請すること。 ○廃止(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに廃止)の場合 全額返還とする。 ○休止の場合 返還前の助成額から、実際の稼働月数に応じた別表1の「調整率」を用いて算出された助成額を差し引いた額 例: 休止の予定の無かった定員30人の通所介護施設が、令和8年2月10日から令和8年3月10日まで休止することとなった場合 返還前の助成額: 20,500円 × 30人 = 615,000円 実際の稼働月数に応じた助成額: 20,500円 × 30人 × 調整率10／12 = 512,500円 → 返還額: 615,000円 - 512,500円 = 102,500円 ○定員の減少の場合 返還前の助成額から、実際の定員数に応じて算出された助成額を差し引いた額 例: 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで定員30人の予定であった通所介護施設が、令和8年2月から3月まで定員を20人まで減少することとなった場合 返還前の助成額: 20,500円 × 30人 = 615,000円 実際の稼働月数に応じた助成額: (1,708円 × 30人 × 10か月) + (1,708円 × 20人 × 2か月) = 580,720円 改め 580,700円 → 返還額: 615,000円 - 580,700円 = 34,300円
-----	---

基準日以外の期間に単位（定員以外の単価を除く）が変更となった場合の助成額の算出方法

別紙

算出方法：一月あたりの基準単価に、単位及び単位ごとの稼働月数を乗じて算出するものとする。

区分Ａ：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所

区分Ｂ：認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

【計算例】

●区分Ａ

例②：介護老人福祉施設で４月から５月までは定員５０人（Ａとする）、６月から７月までは定員６０人（Ｂとする）、８月から９月までは定員４０人（Ｃとする）、令和７年７月における所得第１から第３段階までの平均利用人数が２１人（Ｄとする）であった場合

→４～５月における所得第１から第３段階までの平均利用人数は $A \times D / B$ 、８月及び９月における所得第１から第３段階までの平均利用人数は $C \times D / B$ で算出する。

助成額：

・４～５月

１月あたりの助成額＝ $\{ (50 \times 21 / 60) \times 2,500 \text{円} \} + [\{ 50 - (50 \times 21 / 60) \} \times 1,250 \text{円}] = 84,375 \text{円}$

$84,375 \text{円} \times 2 \text{か月} = 168,750 \text{円}$

・６～７月

１月あたりの助成額＝ $(21 \times 2,500 \text{円}) + \{ (60 - 21) \times 1,250 \text{円} \} = 101,250 \text{円}$

$101,250 \text{円} \times 2 \text{か月} = 202,500 \text{円}$

・８～３月

１月あたりの助成額＝ $\{ (40 \times 21 / 60) \times 2,500 \text{円} \} + [\{ 40 - (40 \times 21 / 60) \} \times 1,250 \text{円}] = 67,500 \text{円}$

$67,500 \text{円} \times 8 \text{か月} = 540,000 \text{円}$

・計

$168,750 \text{円} + 202,500 \text{円} + 540,000 \text{円} = 911,250 \text{円}$ 改め $911,200 \text{円}$

●区分Ｂ

例①：通所介護事業所で４月から６月までは定員３０人、７月から３月までは定員２０人の場合

助成額： $(1,708 \text{円} \times 30 \text{人} \times 3 \text{か月}) + (1,708 \text{円} \times 20 \text{人} \times 9 \text{か月}) = 461,160 \text{円}$ 改め $461,100 \text{円}$